

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会 開催指針の改正について(案)

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

本検討会で検討すべき論点について

第2回がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会資料3(28.6.27)

本検討会においては、がん等における緩和ケアの提供体制について、俯瞰的かつ戦略的な対策等を検討する。

(1) 下記ア～ウに関する具体的な対策

ア. がん診療を担う医療機関における緩和ケア提供体制のあり方

イ. すべての医療従事者が基本的な緩和ケアを身につけるための方策

ウ. 循環器疾患の患者に対する緩和ケア提供体制のあり方

(2) 緩和ケアの充実に向けたその他の具体的な対策

がん対策基本法の一部を改正する法律の概要

(平成28年12月9日成立、12月16日公布・施行)

第6回がん等における緩和ケアの更なる
推進に関する検討会資料2
(29.6.21)より一部改変

6. 基本的施策の拡充

- (1)がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発等(第13条)
- (2)がんの早期発見の推進(第14条)
 - ①がん検診によってがん罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を明記
 - ②がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努力
- (3) 緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門性を有する医療従事者の育成(第15条)**
- (4) がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正(第17条)**
 - ①がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断時から適切に提供されるようにすること
 - ②がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること
 - ③がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策を明記
- (5)がん登録等の取組の推進(第18条)
- (6)研究の推進等に係る規定の改正(第19条)
 - ①がんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項を追加
 - ②罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進についての必要な配慮を追加
 - ③がん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備に必要な施策を明記
- (7)がん患者の雇用の継続等(第20条)
- (8)がん患者における学習と治療との両立(第21条)
- (9)民間団体の活動に対する支援(第22条)
- (10)がんに関する教育の推進(第23条)

がん対策基本法(平成28年12月改正・施行)

第6回がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会資料2(29.6.21)

第三章 基本的施策

第二節 がん医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法、緩和ケア(がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。第十七条において同じ。)のうち医療として提供されるものその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

第十七条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること、がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活(これに係るその家族の生活を含む。以下この条において同じ。)の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

第3期がん対策推進基本計画案(案)における緩和ケア研修会に関する記載

第68回がん対策推進協議会
資料3より抜粋(29. 6. 2)

(取り組むべき施策)

国及び拠点病院等は、拠点病院等以外の医療機関を対象として、研修会の受講状況を把握すること、積極的に受講勧奨を行うことを通じて、基本的な緩和ケアを実践できる人材の育成に取り組む。また、国は、チーム医療の観点から、看護師、薬剤師等の医療従事者が受講可能となるよう、研修会の内容・体制を検討する。

国は、拠点病院等以外の医療機関においても緩和ケアが実施されるよう、患者の視点を取り入れつつ、地域の実情に応じて、研修会の内容や実施方法を充実させる。また、主治医が自ら緩和ケアを実施する場合の方法、緩和ケアチームへのつなぎ方、コミュニケーションスキル等、研修会の内容の充実を図る。研修会の評価指標については、修了者数や受講率のみならず、患者が専門的な緩和ケアを利用することができた割合等について調査を行った上で、達成すべき目標を明確にする。

国は、関係団体の協力の下に、拠点病院等における研修会の開催にかかる負担や受講者にかかる負担を軽減するため、座学部分はe-learningを導入すること、1日の集合研修に変更すること等、研修会の実施形式についての見直しを行う。また、がん患者の家族、遺族等に対するグリーフケアの提供に必要な研修プログラムを策定し、緩和ケア研修等の内容に追加する。

国は、卒後2年目までの医師が基本的な緩和ケアを習得するための方法について検討する。また、拠点病院等において、卒後2年目までの全ての医師が、緩和ケア研修会を受講するよう、拠点病院等の整備指針を見直す等、必要な施策を実施する。

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会

第6回がん等における緩和ケアの更なる
推進に関する検討会資料2
(29.6.21)一部改変

- 緩和ケア研修会の質の確保を図り、がん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、がんと診断された時から適切に緩和ケアが提供されるようにすることを目的とし、緩和ケア研修会を実施している。
- 平成29年度までに、がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得することを目標

○背景

「がん対策推進基本計画(平成24年6月閣議決定)」において、「がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する」ことが目標として掲げられていることを踏まえ、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会を実施する。

○目的

がんと診断された時から痛みをはじめとした、がんによる苦痛に対する緩和ケアの知識、技能、態度を習得し、実践できることを目的とする。

○概要

- 「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(厚生労働省健康局長通知)に基づいて実施。
- 実施主体 がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院 等
- 対象 がん診療に携わる全ての医師・歯科医師。なお、その他の医療従事者の参加は妨げない。
- 特にがん診療連携拠点病院では、自施設のがん診療に携わる全ての医師が緩和ケア研修を修了することを目標とする。

○実績

緩和ケア研修会の修了者数：平成29年7月末時点において、101,019名の医師が修了。

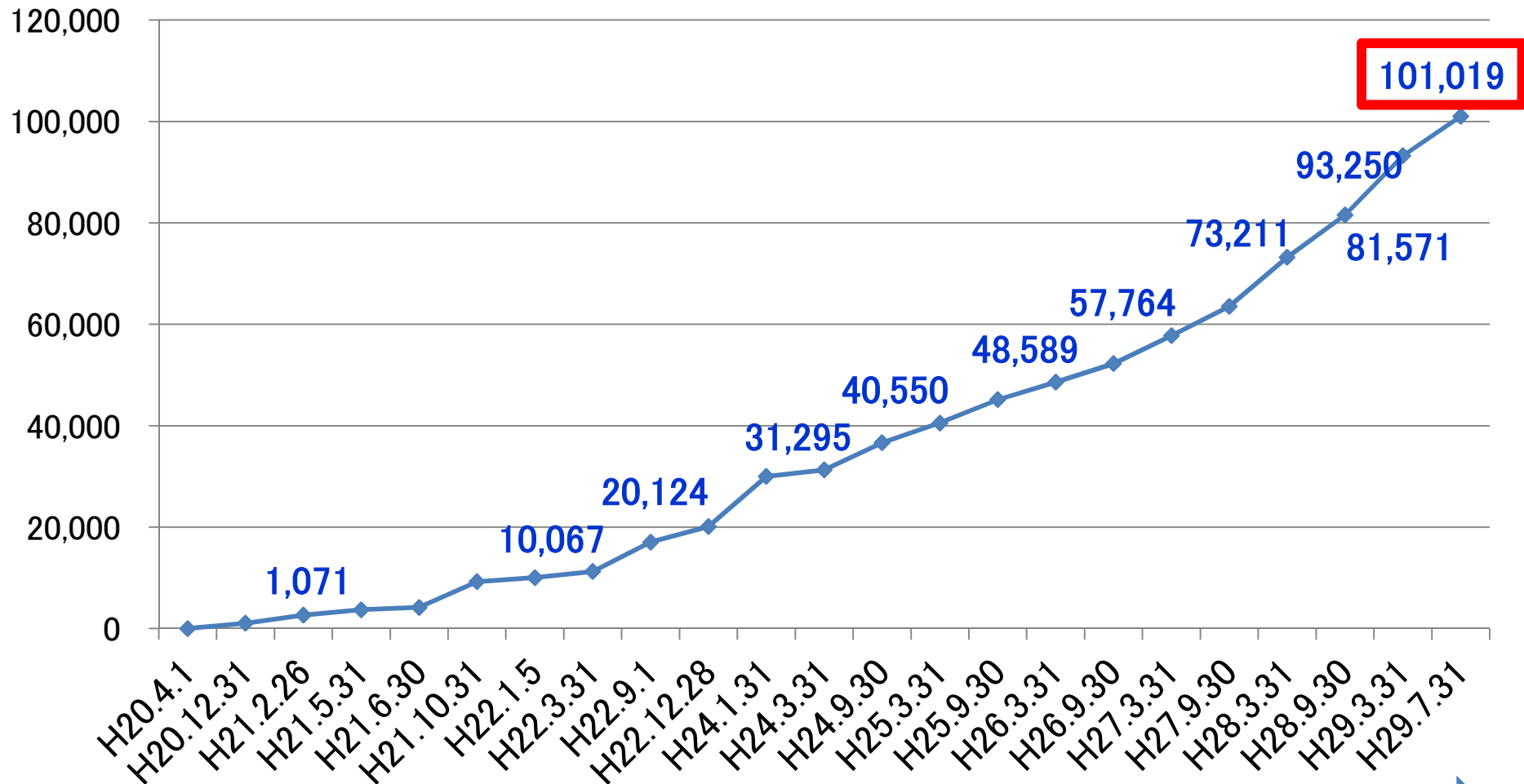
○主な内容

緩和ケア研修会は、次に掲げる内容が含まれていることとされている。

- ①苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について、
- ②呼吸困難・消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケア、
- ③不安、抑うつ及びせん妄等の精神心理的症状に対する緩和ケア、
- ④がん患者の療養場所の選択、
- ⑤地域における医療連携、
- ⑥在宅における緩和ケアの実際について 等

「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会」 修了証書の交付枚数の推移(累積)

(累積交付枚数)



第2期がん対策推進基本計画

緩和ケア研修会開催指針の改正理由

- 受講率向上に向けて、研修形式を医師が受講しやすい研修会に変更する
- 病院の開催負担や受講者の負担を軽減する
- 拠点病院以外の病院を対象として、人材育成に取り組む
- 様々なレベルの参加者に対応する
- 患者の視点を取り入れつつ、地域の実情に応じた充実を行う
- がん以外の診療を行う医療従事者に対しても実施できる
- 基本的な緩和ケアにおける知識の継続研修を行う

がん等における緩和ケアのさらなる推進に関する検討会における議論の整理(平成28年12月)より抜粋

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会開催指針の改正に関する今後のスケジュール(案)

平成29年度

平成30年度

平成31年度

移行期間(新・旧混在)

第6回がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会資料2(29.6.21)一部改変

6/21

9/4

12月頃

4月

4月

第6回検討会 指針改正に関する議論

第7回検討会 指針改正案提示

緩和ケア研修開催指針改正

E-learning
集合研修
プログラム
作成

新指針施行開始

新指針による
研修
指導者育成研修

新指針完全施行

旧指針による研修※
単位型
一般型

※移行期間においては、新・旧一方のみの開催指針に準拠した内容とする。旧指針における単位型において、新指針の単位の読み替えを行うことはできない。

主な変更点(案)概要①

現・指針		新・指針
がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針	表題	がん等の診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針
がん対策推進基本計画の改正に伴う変更	趣旨	がん対策基本法の改正に伴う変更
集合研修のみ	研修会の構造	e-learning＋集合研修
がん診療に携わる全ての医師	研修対象者	がん等の診療に携わる全ての医師 これらの医師・歯科医師と協働し、 緩和ケアに従事するその他の医療従事者
がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療拠点病院	全医師が受講すべき施設	がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療拠点病院、 <u>地域がん診療病院</u>
なし	全医師が受講を望ましい施設	<u>拠点病院等と連携する在宅療養支援診療所・病院及び緩和ケア病棟を有する病院</u>
なし	e-learning管理責任者	<u>e-learning管理責任者</u> (新設)
研修会主催責任者・研修会企画責任者 研修会協力者	集合研修実施担当者	<u>集合研修主催責任者・集合研修企画責任者</u> <u>集合研修協力者・集合研修事務担当者</u>
(緩和ケアのみ) 指導者研修会修了者	企画責任者	(緩和ケア・精神腫瘍学いずれかの) 指導者研修会修了者

主な変更点(案)概要②

現・指針		新・指針
2日間・12時間 (所定の場所のみで研修)	形式・要件	e-learning: 時間規定なし (都合の良い時間・場所で研修が可能) 集合研修: 5時間30分以上
拠点病院の開催促進 民間団体の開催支援 がん診療に携わる医師への広報 に努めること	都道府県に おける役割	拠点病院の開催促進 民間団体の開催支援 がん等の診療に携わる医師等への広報 (特に拠点病院・それらと連携する医療施設等・緩和ケア病棟を有する施設) に努めなければならない
	継続研修	e-learningを利用するなどして継続的に 習得していくよう努めること
研修会主催責任者は、修了証書を 提出	修了証書の 発行手順	集合研修事務担当者は、e-learning修了 証書、(集合研修)修了証書を提出

主な変更点(案)e-learning①

現・指針(一般型*)	新・指針
必修科目:10科目(①-⑩) 選択科目:⑩(ア-オ)5項目から1科目以上を選択 (実施主体が選択する)	必修科目:10科目(①-⑩) 選択科目:5科目(⑪-⑮)から2科目以上を選択 <u>(参加者が選択できる)</u>
⑥ 患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて(がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと)	① 患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケア(<u>がんと診断された時からの緩和ケアについての説明も含むこと</u>)
① 苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について	② 苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和及び <u>専門的な緩和ケアへのつなぎ方</u>
② がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について(放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること)	③ がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法(<u>医療用麻薬に関する誤解を踏まえた上で、多様化する医療用麻薬の使用上の注意点、副作用やその対策への説明、医療用麻薬の提供における多職種への役割、専門的な緩和ケア(緩和的放射線治療や神経ブロック等)への依頼の要点を含む</u>)

*緩和ケア研修会は一般型と単位型があるが、ここでは一般型を例に示す

主な変更点(案)e-learning②

現・指針(一般型)	新・指針
④ 呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて(治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含むこと)	④ 呼吸困難等の身体的苦痛に対する緩和ケア ⑤ 消化器症状等の身体的苦痛に対する緩和ケア(治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含むこと)
⑤ 不安、抑うつ及びせん妄等の精神心理的症状に対する緩和ケアについて	⑥ 不安、抑うつ等の精神心理的苦痛に対する緩和ケア ⑦ せん妄等の精神心理的苦痛に対する緩和ケア
⑥ がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについて(がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと)	⑧ <u>がん等の緩和ケアにおけるコミュニケーション(患者への悪い知らせの伝え方、がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明や患者の意思決定を支援することを含む)</u>
⑨ がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実際について	⑨ がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実際について
なし	⑩ <u>人生の最終段階における支援(アドバンス・ケア・プランニング、家族の悲嘆や介護体験等への理解、看取りのケア、遺族に対するグリーフケアも学ぶことを含む)</u>

主な変更点(案)e-learning③

現・指針(一般型)	新・指針
なし	⑪ <u>がん以外に対する緩和ケア</u>
⑩ア 身体的苦痛の緩和(倦怠感、食欲不振等)	⑫ 疼痛、呼吸困難、消化器症状以外の身体的苦痛に対する緩和ケア
⑩イ 精神心理的苦痛の緩和(不眠等)	⑬ 不安、抑うつ、せん妄以外の精神的苦痛に対する緩和ケア
なし	⑭ 緩和的放射線治療や神経ブロック等の専門的な緩和ケア
⑩ウ 社会的苦痛の緩和(就業や経済負担等)	⑮ 社会的苦痛に対する緩和ケア(就業者や経済的負担等)

主な変更点(案)集合研修①

現・指針(一般型)	新・指針
なし	① <u>e-Learningで学習した内容の復習及び質問等:45分以上</u>
<p>③ がん疼痛についてのワークショップ:180分以上 ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。</p> <p>ア グループ演習による症例検討 がん疼痛に対する治療と具体的な処方</p> <p>イ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習(「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等)</p>	<p>② グループ演習による症例検討:180分以上</p> <p>ア 身体的苦痛に対する症状緩和について(精神心理的苦痛、社会的苦痛への配慮を含む)</p> <p>イ 地域連携について(療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアを含む)</p>

主な変更点(案)集合研修②

現・指針(一般型)	新・指針
<p>⑧ がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについてのワークショップ(ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習)(がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと):90分以上</p>	<p>④ <u>ロールプレイングによる演習:90分以上</u> ア <u>がん等の緩和ケアにおけるコミュニケーションについて(患者への悪い知らせを伝え方、がん等と診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明や患者の意思決定を支援することも含むこと)</u></p>
<p>⑩その他 オ <u>がん体験者やケア提供者等からの講演</u></p>	<p>⑤ <u>がん体験者やケア提供者等からの講演、又は集合研修の実施主体や実施主体と連携する施設等が取り組むがん患者等への支援について:15分以上</u></p>